

地域団体向け 支援メニュー集

2026年度



地域団体向け 支援メニュー一覧

ご留意ください

- ・掲載している各事業は更新作業時点（各ページに記載）の情報であり、変更の可能性があります。
- ・次年度以降、メニューの廃止や内容の変更の可能性があります。
- ・詳細は募集・申請期間にホームページでご確認ください。
- ・地域活動に関する主な補助金については右記二次元コードでもご確認くださいませ。



▲補助金・助成金情報

お問い合わせ先

西区地域協働課・区社会福祉協議会：078-940-9501（西区役所）

それ以外の部署：0570-083-330 または 078-333-3330

（神戸市お問い合わせセンター）

※右のQRコードから、お問い合わせいただくこともできます。



▲お問い合わせフォーム

No.	分野	メニュー名称	募集期間	担当課
1	自治会	地域集会所修繕等補助	2026年4月1日～5月29日	地域協働局地域活性課
2	自治会	広報掲示板設置等補助制度	2026年4月～随時 ※予算がなくなり次第、終了	地域協働局地域活性課
3	自治会	西区地域文化資源保存活動補助金	2026年2月16日～3月31日	西区地域協働課事業推進担当
4	環境	KOBEゼロカーボン支援補助金	2026年3月中旬～4月下旬	環境局脱炭素推進課 KOBEゼロカーボン支援補助金 担当
5	環境	資源集団回収の助成制度	市に書類を提出し、資源集団回収活動団体の登録が完了した翌月の回収分から助成	環境局資源循環課

No.	分野	メニュー名称	募集期間	担当課
6	環境	クリーン作戦用ごみ袋の支給	2026年4月～5月29日 ※期間終了後も在庫があれば 支給可能	西区地域協働課
7	環境	カラス対策ネットの無償配布	2026年4月～予算がなくなり 次第終了	環境局業務課
8	環境	折り畳み式ネットボックス 等購入助成制度	2026年4月1日～2027年2月 28日 ※予算がなくなり次第終了	環境局業務課
9	地域活動	ぼらくる・地域貢献相談窓口		地域協働局地域活性課
10	地域活動	地域貢献活動補助金（旧： 地域課題に取り組むNPO等 補助金）	2026年4月1日～4月20日	地域協働局地域活性課
11	地域活動	農村と都市をつなぐ地域活 性化活動補助金	2026年3月9日～9月30日	西区地域協働課事業推 進担当
12	地域活動	つどいの場支援事業	2026年2月20日～2026年11 月10日	福祉局介護保険課
13	地域活動	西区赤い羽根地域ささえあ い助成	2026年3月16日～6月12日	区社会福祉協議会
14	地域活動	西区子育て世帯交流促進事 業助成	2026年5月～7月	区社会福祉協議会
15	地域活動	神戸市西区NPOとの協働事 業費助成	2026年5月～7月	区社会福祉協議会
16	地域活動	西区こどもの居場所づくり 活動支援助成	通年	区社会福祉協議会
17	地域活動	西区ふれあい給食会活動助 成	通年	区社会福祉協議会

No.	分野	メニュー名称	募集期間	担当課
18	農村・里山	人と自然の共生ゾーン		経済観光局農政計画課
19	農村・里山	里山整備支援事業	一次募集：2026年4月14日 ～5月20日 二次募集：2026年9月1日～ 9月14日	経済観光局農政計画課
20	農村・里山	里づくり支援事業	2026年4月1日～4月15日	経済観光局西農業振興 センター
21	農村・里山	水利施設に対する支援（市 単独補助事業）	2026年4月～随時 ※予算が なくなり次第、終了	経済観光局農政計画課
22	農村・里山	スマート農業等導入支援事 業	一次公募：2026年4月17日 ～5月22日 二次公募：2026年8月17日 ～9月4日	経済観光局農政計画課
23	農村・里山	農道整備事業	2026年4月～2027年2月末 ※予算がなくなり次第、終了	経済観光局農政計画課
24	農村・里山	農地・農業用施設災害復旧 事業	災害発生～7日以内	経済観光局農政計画課
25	農村・里山	市民団体等によるアライグ マの捕獲強化	2026年6月 ※今年度の募集 は終了	経済観光局農政計画課
26	農村・里山	チップーシュレッダー・竹 伐採セットの貸出し	通年	経済観光局農政計画課
27	農村・里山	ラジコン草刈機等貸出	通年	経済観光局農政計画課

No.	分野	メニュー名称	募集期間	担当課
28	防犯	防犯カメラ修繕費の補助	2026年4月～2027年1月末 ※予算がなくなり次第、終了	危機管理局防犯対策課
29	防犯	防犯カメラ更新の補助	2026年4月～2027年1月末 ※予算がなくなり次第、終了	危機管理局防犯対策課
30	防犯	私道の街灯助成制度	毎年9月に受付	建設局道路管理課
31	防犯	防犯・交通安全パトロール グッズの支給	2026年5月1日～5月29日	西区地域協働課
32	住宅	空き家・空き地		建築住宅局建築指導部 安全対策課
33	住宅	老朽空家等解体補助制度	2026年3月2日～2027年1 月12日 ※予算がなくなり次 第、終了	建築住宅局建築指導部 安全対策課
34	住宅	住宅耐震化促進事業	2026年4月1日～2027年1 月15日（予定） ※予算がなくなり次第、終了	建築住宅局建築指導部 安全対策課
35	住宅	空き家地域利用補助	2026年4月20日～2026年12 月10日 ※ただし申請額が予算に達し 次第、期間内でも受付終了	建築住宅局政策課
36	住宅	空き地活用応援制度	2026年4月20日～2026年12 月10日	建築住宅局政策課
37	住宅	こうべぐらし応援補助金 「住みかえーる」	2026年6月1日～最長2027 年3月31日 ※予算に達し次第、受付終了 （昨年度は3月8日で終了）	建築住宅局政策課



地域集会所修繕等補助

- ・ 募集期間 2026年4月1日～5月29日
- ・ 担当課 地域協働局地域活性課
- ・ 申請先 地域協働局地域活性課

概要

地域活動の活性化に寄与するため、自治組織やNPO法人が行う集会所（地域活動拠点施設を含む。以下同じ）の修繕・改修をはじめ新築・買収、増築、バリアフリー化に要する経費の一部を補助

（※自治組織やNPO法人が賃借している集会所は、修繕・改修のみが対象）

対象者

- ・ 自治組織
- ・ NPO法人

主な要件

- ・ 整備に要する経費が15万円以上であること
- ・ 自治組織の場合、加入者が50世帯（個人を構成主体とするものにあっては50人）

以上であること

※詳細は募集案内をご確認ください。

補助率・補助金額

補助対象経費の1/2 以内

- ・ 修繕改修 限度額300万円（貸借の場合は限度額30万円）
- ・ 新築、買収 限度額1,200万円
- ・ 増築 限度額600万円
- ・ バリアフリー化 限度額200万円



広報掲示板設置等補助制度

- ・ 募集期間 2026年4月～随時 ※予算がなくなり次第、終了
- ・ 担当課 地域協働局地域活性課
- ・ 申請先 西区地域協働課広報相談担当

概要

自治会などが設置する広報掲示板の費用（新設・修繕など）の一部を補助

対象者

自治組織（自治会など）

主な要件

- ・ 自治組織が、「地域住民相互のコミュニケーションの増進」および「市・区行政の広報活動に役立てる」ために使用する広報掲示板の設置および修繕（建替や板面の取替等）に要する経費であること
 - ・ 補助枚数は、1年度あたり3枚を限度
 - ・ 新規に取付け又は建替える場合、補助の対象となる規格および色彩に条件あり
- ※詳細は神戸市広報掲示板設置等補助金交付要綱をご確認ください。

補助率・補助金額

補助金は、設置費用の3分の2（100円未満切り捨て）

※ただし、1枚あたり6万円を上限



西区地域文化資源保存活動補助金

- ・募集期間 2026年2月16日～3月31日
- ・担当課 西区地域協働課事業推進担当
- ・申請先 西区地域協働課事業推進担当

概要

「布団太鼓」や「獅子舞」など、地域で受け継がれてきた文化資源の補修、修理、復旧、購入に要する経費の一部を補助

対象者

文化資源を所有又は管理している団体の代表者

※ただし、宗教活動、政党活動又は営利を目的としない団体であって、地域住民で組織された団体、西区に活動拠点がある市民活動団体など

主な要件

「布団太鼓」や「獅子舞」など、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等の物的資源で、2027年2月末日までに補修等を完了できるもの

補助率・補助金額

事業費の2分の1以内（ただし上限50万円）



KOBEゼロカーボン支援補助金

- ・募集期間 2026年3月中旬～4月下旬
- ・担当課 環境局脱炭素推進課 KOBEゼロカーボン支援補助金 担当
- ・申請先 環境局脱炭素推進課 KOBEゼロカーボン支援補助金 担当

概要

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素ライフスタイルへの転換に寄与する、市民や事業者などの自由な発想による先進的で創造性に富んだ脱炭素に繋がる活動を支援することで、市民一人ひとりの意識醸成や行動変容を図る。

対象者

- ＜スタンダード枠＞個人または法人
- ＜先進枠＞個人または法人
- ＜学生枠＞学生または学生が起業した法人

主な要件

- ＜スタンダード枠＞
神戸市内で、次の2つの取組を実施する活動
取組①：脱炭素に繋がる取組
取組②：学びや体験の機会を創出する取組
- ＜先進枠＞
神戸市内で実施する、脱炭素に係る先進的な技術開発に取り組む活動
- ＜学生枠＞
神戸市民の脱炭素に向けた意識醸成を図り、情報発信を実施する活動

※すべての枠において、累計で5年間受給した者は補助対象外。
(詳細は応募要領を参照ください。)

補助率・補助金額

- ＜スタンダード枠＞補助上限額：100万円
 - ＜先進枠＞補助上限額：300万円
 - ＜学生枠＞補助上限額：20万円
- ※スタンダード枠に限り受給年数に応じた補助額の制限あり。
(詳細は応募要領を参照ください。)



資源集団回収の助成制度

- ・募集期間 市に書類を提出し、資源集団回収活動団体の登録が完了した翌月の回収分から助成
- ・担当課 環境局資源循環課
- ・申請先 環境局資源循環課

概要

ご家庭から出る古紙などの資源を集団回収している地域団体を助成

対象者

役員会、回覧等で「資源集団回収活動」に合意した地域団体

主な要件

【流れ】

- ①地域で「資源回収する」ことを合意する
- ②回収業者を選ぶ
「神戸古紙リサイクルの会（TEL：078-265-6860）」にご相談ください。
- ③何を集めるか決める
- ④いつどこで集めるか決める
- ⑤神戸市に申請する

補助率・補助金額

【拠点回収】

- ・古紙3品〔新聞(折込チラシ含む)、雑がみ(雑誌、古本、紙箱など)〕
- ・段ボール：2円／回収量1kg
- ・その他〔牛乳パック、古着・古布など〕：3円／回収量1kg

【各戸回収】

- ・古紙3品〔新聞（折込チラシ含む）、雑がみ（雑誌、古本、紙箱など）、段ボール〕、その他：1円



クリーン作戦用ごみ袋の支給

- ・募集期間 2026年4月～5月29日
※期間終了後も在庫があれば支給可能
- ・担当課 西区地域協働課
- ・申請先 西区地域協働課

概要

美しい魅力あるまちの実現をめざすため、住民組織・団体等が行うクリーン作戦の支援としてごみ袋を支給

対象者

区内の自治会・婦人会・老人クラブ・子ども会その他の地域住民団体及び学校等
※ただし、学校については、学校周辺において地域住民団体等と連携して活動する場合のみ対象とします。（校内活動は対象外）

主な要件

○対象となる活動

区内の公共的な場所において、地域住民が一体となって行う散乱ごみの回収や落ち葉・枯草等の除去、その他まちの美化に関する活動

補助率・補助金額

○支給するもの

- ・神戸市家庭系ごみ袋（燃えるごみ）45L・・・1団体あたり上限：参加人数の2分の1（10枚未満の場合、10枚単位に切り上げた枚数）
- ・クリーン作戦用手持ち袋・・・1団体あたり上限：参加人数

※申し込み多数の場合、ご希望の数量を支給できない場合があります。

※支給された資材は、クリーン作戦美化活動以外の目的で使用しないでください。



カラス対策ネットの無償配布

- ・募集期間 2026年4月～予算がなくなり次第終了
- ・担当課 環境局業務課
- ・申請先 環境局業務課

概要

カラスの被害や、その恐れのあるクリーンステーションを管理される地域の方へ、「カラス対策ネット」を無償配布

対象者

クリーンステーションの利用者の代表者

主な要件

配布対象：神戸市が収集するクリーンステーションで、カラスによる散乱被害や、そのおそれのあるクリーンステーション

配布枚数：1クリーンステーションあたり原則1枚の配布

（ごみ量が多く1枚ではごみを覆いきることが出来ない場合は、お申し込みの際にその旨をお伝えください）

補助率・補助金額

ネットの規格：小サイズ（2メートル×3メートル）、大サイズ（3メートル×4メートル）

※前回の配布から3年が経過した場合、または、配布されたネットが経年劣化などにより破損し使用できなくなった場合は、再配布も可能です。



折り畳み式ネットボックス等購入助成制度

- ・ 募集期間 2026年4月1日～2027年2月28日
※予算がなくなり次第終了
- ・ 担当課 環境局業務課
- ・ 申請先 環境局業務課

概要

カラス対策により効果的な折り畳み式ネットボックス等を購入する地域に対し、その購入費用の一部を助成

対象者

クリーンステーションの利用者の代表者

主な要件

- ①2024年4月1日以降に購入し、設置した折り畳み式ネットボックス、又はボックス型ごみ集積庫（スチール製・プラスチック製等）
- ②代表者が事前に所管する環境局事業所と協議を行い、了承を得ている
- ③形状、設置場所及びその他の設置条件等を満たしている

【まずは環境局西事業所へご相談ください】

※折り畳み式ネットボックス等は、道路幅やステーションの形状等の設置条件があり、全てのクリーンステーションに設置できるわけではありません。

※個々のステーションの状況に応じて設置可否を判断しますので、折り畳み式ネットボックス等の設置を希望される場合、まずは環境局西事業所へご相談ください。

補助率・補助金額

折り畳み式ネットボックス等の購入費用の半額を助成（上限30,000円、100円未満切捨て）。

複数個を購入される場合も助成対象となりますが、上限額はクリーンステーション1ヶ所につき30,000円です。

また、助成対象は、折り畳み式ネットボックス等本体の税込み価格とし、運送料や設置料は含みません。

ぼらくる・地域貢献相談窓口

神戸市ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」

①概要

地域団体等がボランティアの募集やイベント発信をすることができる情報サイト「ぼらくる」を運用しています。団体登録いただき、地域で活動する仲間集めやイベント発信にぜひご活用ください。



②問い合わせ先

活動支援窓口：認定NPO法人しみん基金・こうべ（☎078-230-9774）

〔受付時間〕 9:30-17:30 月～金 ※土日祝、年末年始を除く

地域貢献相談窓口

①概要

地域に貢献したい・役に立ちたいという“想い”を応援するため、2024年度より地域貢献相談窓口を開設しました。新たに地域活動を始めたいときや、現在実施している活動で困りごとがある場合は、下記の電話番号、もしくは相談フォームより、ご相談ください。

※これまで通り、各区地域協働課にもご相談いただけます。

②相談方法

【専用電話】 ☎078-322-5182

受付時間：平日 8 時45分～17時30分

※土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

【WEB相談フォーム】

受付時間：24時間受付



③問い合わせ先：地域協働局地域活性課（☎078-322-5182）

No.10〔地域活動〕

最終更新日：2026年8月6日

※最新情報はホームページをご確認ください▶▶



地域貢献活動補助金（旧：地域課題に取り組むNPO等補助金）

- ・ 募集期間 2026年4月1日～4月20日
- ・ 担当課 地域協働局地域活性課
- ・ 申請先 地域協働局地域活性課

概要

神戸市内における様々な地域貢献活動を支援することにより、公益的な活動のすそ野を広げ、市民の参画を推進することを目的に実施

対象者

神戸市内に活動の拠点を有し、神戸市内の地域課題に取り組む活動を実施する2名以上で構成されている団体

主な要件

1. 補助対象活動：次に示す要件すべてに該当する活動
 - ① 神戸市内における地域貢献に取り組む継続的な活動であること
 - ② 営利及び学術研究を目的とした活動でないこと
 - ③ 政治的活動又は宗教的活動でないこと
 - ④ 公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと
2. 補助対象経費
活動を実施する際にかかる実費のほか、賃貸借している物件において行う活動に対する費用や、団体運営にかかる経費についても一定の条件の下、補助対象とする。
※詳細はR8募集要領の内容をご確認ください。

補助率・補助金額

- 【1年目】40万円もしくは補助対象経費の80%のいずれか低い額
- 【2年目】30万円もしくは補助対象経費の60%のいずれか低い額
- 【3年目】20万円もしくは補助対象経費の40%のいずれか低い額
- 【学生応援枠】10万円もしくは補助対象経費の100%のいずれか低い額



農村と都市をつなぐ地域活性化活動補助金

- ・募集期間 2026年3月9日～9月30日
- ・担当課 西区地域協働課事業推進担当
- ・申請先 西区地域協働課事業推進担当

概要

農村部と都市部の交流を図ることで様々な地域課題の解決や地域の魅力発信を目指す活動に対し、その経費の一部を補助

対象者

個人・NPO法人、一般社団法人、地域団体、任意団体など
(活動拠点を神戸市内に有することなど、要件あり)

主な要件

以下の1または2に該当する活動であり、西区内での活動開始後3年以内の地域課題の解決・魅力向上に資するもの

- 1.西区の都市部住民と西区の農村部の土地・施設等をつなぐ活動
- 2.西区の農村部住民と西区の都市部の土地・施設等をつなぐ活動

補助率・補助金額

対象経費の2分の1以内(上限50万円)



つどいの場支援事業

- ・ 募集期間 2026年2月20日～2026年11月10日
- ・ 担当課 福祉局介護保険課
- ・ 申請先 区社会福祉協議会

概要

地域住民の方などによって自主的に運営される、高齢者の誰もが自由に参加できる、介護予防に資する様々な「つどいの場」の充実を図る。

対象者

神戸市内において、高齢者の「つどいの場」を実施する団体（法人格の有無は問わない）

主な要件

- ・ 原則おおむね月1回以上の頻度で通年開催であること
- ・ 体操、茶話会、認知症予防、趣味活動等の介護予防に資する「つどいの場」であること
- ・ 参加費を徴収していること（概ね1回50円～500円以下を目安）
- ・ 1回あたりの開催時間は90分以上であること
- ・ 高齢者の誰でも参加可能であること
- ・ 「つどいの場」開催時に最低1名以上のスタッフが常駐すること
- ・ 屋外の活動も対象

補助率・補助金額

最大上限額80,000円

※開催回数によって、上限額が変わります。

西区赤い羽根地域ささえあい助成

- ・募集期間 2026年3月16日～6月12日
- ・担当課 区社会福祉協議会
- ・申請先 区社会福祉協議会

概要

地域で集められた募金を活用し、西区内でだれもが安心して暮らすことができる地域づくりや地域福祉課題の解決に取り組む事業を対象に、地域のために活動する団体に助成

対象者

任意団体・社会福祉団体・地域活動グループ・非営利団体

主な要件

西区内でだれもが安心して暮らすことができる地域づくり事業、地域福祉課題の解決に取り組む事業

※西区在住・在勤・在学者を対象とした事業

※こどもの居場所に関わる事業は対象外

※同一団体一事業に対する継続助成は原則最大3回

補助率・補助金額

1事業上限200,000円

西区子育て世帯交流促進事業助成

- ・募集期間 2026年5月～7月
- ・担当課 区社会福祉協議会
- ・申請先 区社会福祉協議会

概要

地域で集められた募金を活用し、西区内の子育て世帯を対象とした交流事業を対象に、地域のために活動する団体に助成

対象者

民児協、婦人会、こども会、自治会等地域団体等

主な要件

- ①乳幼児親子を対象とした事業
- ②地域の乳幼児親子と地域住民の交流事業
- ③乳幼児親子が参加する年10回以上開催する事業

補助率・補助金額

- ①②50～99名/20,000円
100名～/30,000円
- ③24,000円/年

神戸市西区NPOとの協働事業費助成

- ・募集期間 2026年5月～7月
- ・担当課 区社会福祉協議会
- ・申請先 区社会福祉協議会

概要

西区内の特定非営利活動法人が西区の地域福祉の向上、増進を目的に広く区民を対象とした事業を実施するにあたり助成する。

対象者

西区内に拠点を置くNPO法人（福祉活動）

※ボランティアセンター登録要

主な要件

講演会、研修会、学習会、啓発行事など広く区民を対象とした事業

補助率・補助金額

20～49名/20,000円

50～99名/30,000円

100名～/40,000円

年10回以上継続/30,000円

西区こどもの居場所づくり活動支援助成

- ・募集期間 通年
- ・担当課 区社会福祉協議会
- ・申請先 区社会福祉協議会

概要

地域で集められた募金を活用し、西区内の地域の子どもたちを対象に、食事提供や学習支援、遊びの場としてのこどもの居場所づくりに取り組む団体が行う多様な事業に助成

対象者

西区内でこどもの居場所づくりに取り組む団体

主な要件

「食事提供」、「学習支援」や「その他こどもの居場所となる事業」

○運営費助成

材料費、諸謝金、研修費、賃借料、水道光熱費、保険料、消耗品費、通信運搬費、旅費交通費、印刷費、その他

補助率・補助金額

運営費助成（１）＋（２）、（１）＋（３）も可、３～６回まで

- （１）食事提供 7,000円/回
- （２）学習支援 5,000円/回
- （３）その他 5,000円/回



西区ふれあい給食会活動助成

- ・ 募集期間 通年
- ・ 担当課 区社会福祉協議会
- ・ 申請先 区社会福祉協議会

概要

定期的にふれあい給食会を行う地域福祉活動団体やボランティアグループに対して、経費の一部を助成し、活動を促進

対象者

定期的にふれあい給食会を行う地域福祉活動団体やボランティアグループ

主な要件

窓口（区社会福祉協議会）へお尋ねください。

補助率・補助金額

窓口（区社会福祉協議会）へお尋ねください。



人と自然の共生ゾーン

神戸市では西北神に広がる豊かな農業・農村地域を守るため、条例（人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例）で「人と自然との共生ゾーン」を指定しています。

「人と自然との共生ゾーン」では、計画的な土地利用や、住民による地区振興計画（里づくり計画）の作成などの取り組みを行っています。

整備基本方針

1998年1月に『人と自然との共生ゾーン整備基本方針』として基本計画を策定し、共生ゾーンにおける基本理念や目指すべき方向性を定め、この基本方針に基づき、住民のみなさんと協働のもと里づくりを進めています。

計画的な土地利用の推進と貴重な地域資源である農地や里山を整備・保全・活用し、地域の活性化を図っていきます。

なお、この基本方針は必要に応じて見直しや追加を行っています。

取り組みの柱

「人と自然との共生ゾーン」では魅力あふれる農村環境づくりを推進するため、次の取り組みを行っています。

①計画的な土地利用（農村用途区域の指定）

住宅が集まっている区域、農地が集まっている区域、里山の区域などを区分し、区域ごとに整備・保全の目的や方針を定め、土地利用の規制や誘導を行っています。

②美しい農村景観の保全と形成（農村景観保全形成地域の指定）

特に美しい農村景観の区域を「農村景観保全形成地域」に指定し、景観を守っています。

③住民による地域の活性化（里づくり協議会・里づくり計画など）

地域住民（里づくり協議会）が地域の将来計画（里づくり計画）を作成し、取り組んでいます。

④農村地域に新たな人を呼び込む取り組み（農村定住起業）

農村への移住者が、地域との約束事を定めたうえで、住宅を農家レストランとして活用することなどを可能とします。



里山整備支援事業

- ・ 募集期間 一次募集：2026年4月14日～5月20日
 二次募集：2026年9月1日～9月14日
- ・ 担当課 経済観光局農政計画課
- ・ 申請先 経済観光局西農業振興センター

概要

人と自然との共生ゾーン区域内の里山林で、竹林や雑木林などの森林整備（伐採、間伐）に取り組む地元団体に活動費等を補助することで、里山林の整備を支援

対象者

里づくり協議会等

主な要件

○対象となる事業

1. 森林整備
2. 資機材の購入・レンタル
3. 講習会の開催

○整備期間

実施主体は3年以上活動を継続すること

補助率・補助金額

事業費の95%以内（補助額上限：1地区3,000千円）



里づくり支援事業

- ・募集期間 2026年4月1日～4月15日
- ・担当課 経済観光局西農業振興センター
- ・申請先 経済観光局西農業振興センター

概要

人と自然の共生ゾーン条例で指定の地区で活動している里づくり協議会など地域団体の取り組みを支援

対象者

- （交流・体験型）里づくり協議会、農会、集落営農組織など
- （地域元気アップ型）里づくり計画を策定済みの里づくり協議会、里づくり地域協議会
- （広域PR支援型）5戸以上の農業者で組織する任意の団体（生産部会等）など

主な要件

- （交流・体験型）農業体験、伝統行事などの交流事業
- （地域元気アップ型）
 - ・地域力を高める取り組み
 - ①直売所設備等ハード整備事業
 - ②6次産業化
 - ③女性の起業活動
 - ④自然環境の保全事業
 - ⑤ブランド農産物の育成
 - ・安全・安心の課題解決の取り組み（例）街灯設置、公園のフェンス設置など
 - ・農村環境の保全育成（例）散策道の整備など
- （広域PR支援型）町単位以上の広域で取り組む市内農産物PRや地産地消の推進に向けた交流活動等

補助率・補助金額

- （交流・体験型） 補助率1/2以内、補助金限度額10万円
- （地域元気アップ型） 補助率1/2以内、補助金限度額50万円
- （広域PR支援型） 補助率1/2以内、補助金限度額50万円



水利施設に対する支援（市単独補助事業）

- ・ 募集期間 2026年4月～随時 ※予算がなくなり次第、終了
- ・ 担当課 経済観光局農政計画課
- ・ 申請先 経済観光局農政計画課（078-984-0372）

概要

農業生産基盤の整備強化や水利施設（農業用水用の開水路やパイプライン、ため池等）の防災減災を目的とし、国庫補助事業の対象とならない水利施設の改修やため池の廃止について支援

主な要件

- ①パイプライン・水路・ポンプ施設・ため池・水管橋等の補修
 - ・ 該当施設による受益戸数2戸以上（ただし、特定ため池に指定されている池の補修の場合は受益戸数要件なし。）
 - ・ 1工事あたり20万円以上200万円以内（市予算の範囲内）
- ※ポンプ施設補助の場合、事業費上限250万円とする。
- ②特定ため池廃止
 - ・ 1工事あたり20万円以上200万円以内（市予算の範囲内）
- ※埋立てによる廃止工事の場合は原則補助の対象となりません。

補助率・補助金額

【2026年度実施内容】

- ①パイプライン・水路・ポンプ施設・ため池・水管橋等の補修
対象事業費の50%
- ②特定ため池廃止
対象事業費の2/3



スマート農業等導入支援事業

- ・ 募集期間 一次公募：2026年4月17日～5月22日
 二次公募：2026年8月17日～9月4日
- ・ 担当課 経済観光局農政計画課
- ・ 申請先 経済観光局農政計画課

概要

農業法人、集落営農組合、認定農業者、認定新規就農者などの担い手がスマート農業等を導入することで、農作業等を省力化、効率化することにより、農業のさらなる振興と農地の適切な管理につなげる。

対象者

①一般枠

- 1.市内の集落営農組合
- 2.市内で農業を営む法人
- 3.市が認定する認定農業者又は認定新規就農者
(応募時点で認定有効期間である場合に限る)
- 4.地域計画の目標地図に位置付けられている者
- 5.農会等その他市長が認める地域団体

②地域計画枠

上記1の1～3・5に該当する者であり、かつ、地域計画の地域内の農業を担う者一覧に記載のある者（目標地図に位置付けられている者）及び農業支援サービス事業者一覧に記載のある者

主な要件

農作業の省力化及び効率化を目的とする、次に掲げる 1～6 のいずれか 1 種類の機械・設備等の導入を支援します。

1. リモコン式自走草刈機や無人草刈ロボット
2. 多機能型自動給水機および給水栓
3. ドローン（農薬・肥料散布等、農業での使用に限る）
4. アシストスーツ（農作業の負担軽減を図ることができるもの等、農業での使用に限る）
5. 電動アシスト播種機
6. その他市長が認めるロボット技術やICTなどの先端技術を活用した機械・設備等

補助率・補助金額

予算の範囲内において、以下 2 つの補助枠があります。

なお、予算を上回る応募があった場合は、補助率及び補助金額を減額する場合があります。

①一般枠

補助率50%以内、補助金上限額500千円（千円未満は切捨て）

②地域計画枠

補助率50%以内、補助金上限額2,000千円（千円未満は切捨て）



農道整備事業

- ・募集期間 2026年4月～2027年2月末 ※予算がなくなり次第、終了
- ・担当課 経済観光局農政計画課
- ・申請先 経済観光局農政計画課

概要

ほ場整備事業により造成された農道において、道路管理者（建設局）への移管に必要となる手直し工事の経費に対し、助成を行うことにより、道路移管のさらなる促進を図る。

対象者

土地改良区 等

主な要件

建設局との立会検査において、指摘を受けた事項

補助率・補助金額

対象事業費の40%



農地・農業用施設災害復旧事業

- ・募集期間 災害発生～7日以内
- ・担当課 経済観光局農政計画課
- ・申請先 (WEB・FAX)経済観光局農政計画課
(持参) 経済観光局西農業振興センター

概要

豪雨や台風で被災した農地・農業用施設の復旧の支援

対象

- 農地：耕作のために使用されている土地で、現在耕作している土地
- 農業用施設：ため池、用水路、農道、農地保全施設 等
※受益戸数が2戸以上

主な要件

- 降雨：被災した場所の24時間雨量が80mm以上または1時間雨量が20mm以上
- 洪水：はん濫注意水位以上
※はん濫注意水位の定めがない場合は、低水位から天端までの高さの1/2以上
- 暴風：最大風速（10分間平均風速の最大値） 秒速15m以上
- その他：高潮・津波・地震・落雷 その他自然災害に起因する事象

補助率・補助金額

- 工事費40万円以上の場合…農地50%、農業用施設65%
※災害の被害規模等に応じて変動
- 工事費20万円以上40万円未満の場合…補助率50%、上限20万円



市民団体等によるアライグマの捕獲強化

- ・募集期間 2026年6月 ※今年度の募集は終了
- ・担当課 経済観光局農政計画課
- ・申請先 経済観光局農政計画課

概要

市が登録した市民団体等が、地域においてアライグマの捕獲活動を行う取り組みです。

市が箱わなの貸し出しや、講習会の実施などのサポートを行いながら、地域主体での捕獲活動に取り組みます。

対象者

市が登録した市民団体等

主な要件

以下の要件をすべて満たす団体が登録の申請を行うことができます。

- ・市内に拠点（団体の事務所または代表者の自宅、学校、職場）があること。
- ・5名以上で活動する団体であること。
- ・捕獲活動が営利を目的とした団体でないこと。
- ・捕獲活動において、本活動での謝礼金以外に、金銭の受領がないこと。
- ・要綱に定める遵守事項を遵守すること。
- ・暴力団でないこと及び団体に暴力団員が含まれていないこと。

捕獲謝礼

アライグマ1頭につき、3,000円

※団体構成員にわな猟免許保持者を有するなど、一定の条件を満たした登録団体が、捕獲したアライグマの処分・焼却施設への搬入も行う場合は、5,500円を追加する。



チッパーシュレッダー・竹伐採セットの貸出し

- ・募集期間 通年
- ・担当課 経済観光局農政計画課
- ・申請先 神戸農政公社

概要

自治会等の団体が、竹林整備の一環として伐採された竹を効果的に処理するため、チッパーシュレッダーや竹伐採セットの貸出を実施

対象者

神戸市内にお住まいの方、神戸市内の竹林等の所有者、自治会等の地域団体等の代表者、これらの方と連携して里山整備を行うNPO法人等
※営利団体を除く

補助率・補助金額

○貸出期間

原則5日間（金曜日から翌週の火曜日まで）

ただし、翌週の貸出予定がない場合は7日間を上限に延長も可。

○チッパーシュレッダー利用料金等

- ・5,000円／1回（5日間）
- ・運搬費 5,000円（※利用者がチッパーの引き取り及び返却をする場合は無料）
- ・延長利用料 延長期間が2日まで：1,000円／日 3日以上：5,000円

※自治会、里づくり協議会、集落営農組織、水利組合等の団体、これらの団体と連携して里山整備を行うNPO法人等がチッパーを使用する場合は無料（運搬費は除く）

○竹伐採セット利用料金等

- ・1,500円／1セット（5日間）
- ・セット内容 電動ノコギリ、充電器、ヘルメット、保護メガネ等
- ・延長なし
- ・伐採セットのみの貸出しも可能



ラジコン草刈機等貸出

- ・ 募集期間 通年
- ・ 担当課 経済観光局農政計画課
- ・ 申請先 神戸農政公社

概要

農地などの維持管理を行うためのスマート農機の普及推進を目的に、ラジコン草刈機の貸し出しを実施

※集落で不耕作地、池の堤体などラジコン草刈り機で実演デモをご希望の方はご連絡ください。

対象者

神戸市内にお住まいの農家の方、神戸市内のため池・不耕作地の所有者、自治会等の地域団体等の代表者、これらの方と連携して草刈りを行うNPO法人等

※営利団体を除く

補助率・補助金額

○貸出期間

- ① 平日利用：月曜15時以降～木曜16時まで。
 - ② 週末利用：金曜15時以降～月曜（祝日の場合は火曜）10時まで。
 - ③ 平日の当日返却：火曜～木曜の間に当日利用、当日返却に限ります。または利用日の翌日午前10時までに返却に限ります。
- ただし、利用日以降の貸出し予定がない場合は3日を上限に延長も可能です。

○利用料

〔大型〕①平日利用・②週末利用：20,000 円・③平日の当日返却：15,000円

〔小型〕①平日利用・②週末利用：15,000 円・③平日の当日返却：10,000円

〔スパイダーモア〕①平日利用・②週末利用：10,000円・③平日の当日返却：7,000

円

・ 搬送料：5,000円

・ オペレーター（燃料別）：半日7,000円, 1日14,000円



防犯カメラ修繕費の補助

- ・募集期間 2026年4月～2027年1月末 ※予算がなくなり次第、終了
- ・担当課 危機管理局防犯対策課
- ・申請先 危機管理局防犯対策課

概要

防犯カメラ設置補助事業を活用して設置した防犯カメラが故障した際、修繕経費の一部を補助

対象者

2020年度から2024年度までに兵庫県または神戸市の防犯カメラ設置補助事業を活用して、防犯カメラを設置した地域団体

主な要件

- ・防犯カメラの設置が完了した日の属する会計年度終了後、1年を経過し、かつ6年を経過していないこと
 - ・防犯カメラの故障など、機能を維持することが困難な状態にあること
 - ・メーカー保証の対象外で、地域団体に費用負担が発生すること
 - ・これまでに本事業による補助金交付を受けた防犯カメラ・レコーダーではないこと
 - ・防犯カメラやレコーダー以外の防犯カメラに付随する設備のみの修繕ではないことなど
- ※2019年度までに設置した防犯カメラは、防犯カメラ更新設置補助事業（取替え）の対象です。

補助率・補助金額

補助対象経費の2分の1以内で、防犯カメラ1か所あたり上限5万円

※この補助制度での「1か所」とは、ある場所に設置した単一の防犯システムを言います。例えば、ある場所で撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置し、1台のレコーダーに接続する場合も1か所とします。



防犯カメラ更新の補助

- ・ 募集期間 2026年4月～2027年1月末 ※予算がなくなり次第、終了
- ・ 担当課 危機管理局防犯対策課
- ・ 申請先 危機管理局防犯対策課

概要

防犯カメラ設置補助事業を活用して設置した防犯カメラが故障した際、防犯カメラを更新（取替え）する費用の一部を補助

対象者

2010年度から2019年度に防犯カメラ設置補助事業を活用して、防犯カメラを設置した地域団体

主な要件

- ・ 防犯カメラの設置が完了した日の属する会計年度終了後、6年を経過していること
- ・ 防犯カメラとしての機能を維持することが困難な状態にあること
- ・ 道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所を撮影するものであること
- ・ 防犯カメラ設置場所に、防犯カメラで撮影している旨を表示する標識を明確かつ適切な方法で表示すること など

※6年以内に地域団体の負担で取り換えを行った防犯カメラが、再度故障等で取り換えが必要となった場合、最初に防犯カメラを設置した年度を起算として6年を経過していれば補助対象です。

※2020年度以降に兵庫県または神戸市の防犯カメラ設置補助事業を活用して設置した防犯カメラが故障した場合には、修繕経費の補助制度があります。

補助率・補助金額

補助対象経費の1/2以内で、防犯カメラ1か所あたり上限8万円

※この補助制度での「1か所」とは、ある場所に設置した単一の防犯システムを言います。例えば、ある場所で撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置し、1台のレコーダーに接続する場合も1か所とします。



私道の街灯助成制度

- ・ 募集期間 毎年 9 月に受付
- ・ 担当課 建設局道路管理課
- ・ 申請先 神戸市行政事務センター街灯助成担当係（078-381-5533）

概要

自治会等の地域団体に設置・管理している民間街灯の電気料金、新設・取替にかかる経費の一部を助成

対象者

街灯を設置し、維持管理している地域団体（町内会・自治会・管理組合など）

主な要件

以下の要件をすべて満たしていること

1. 私道上にある街灯であり、地域団体が設置・管理しているものであること
2. 道路を照明するもので、独立柱のもの、または電柱等に添架する街灯（防犯灯）であること
3. 道路上に設置する添架広告街灯、または営業用に供している街灯等（神戸市商店街等街路灯電力料補助要綱に基づき経済観光局の補助金交付を受けている街灯を含む）以外のものであること
4. LED灯（1基あたり蛍光灯20W相当）、またはその相当品であること
5. 神戸市の照明施設設置基準に合致していること

※事前に西建設事務所（078-912-3750）の街灯担当にご相談ください。

補助率・補助金額

①維持管理費（電気料金・電球代等） 年額2,000円/灯（灯具の種類に関係なく）

②灯具および支柱の新設・取替経費

・公道と公道をつなぎ道幅が2.7m以上の場合

灯具の新設・取替：10/10補助（上限20,000円）

支柱の新設・取替：10/10補助（上限100,000円）

・その他

灯具の新設・取替：2/3補助（上限14,000円）

支柱の新設・取替：1/2補助（上限50,000円）

※上記の助成に加え、灯具の新設時に必要となる電力会社への受託工事代および手数料相当額についても助成対象とします。（上限：10,000円/灯）

注）来年申請分より、灯具・支柱の新設・取替経費の助成はLED灯のみが対象となります。来年度に申請予定のある団体はご注意ください。



防犯・交通安全パトロールグッズの支給

- ・ 募集期間 2026年5月1日～5月29日
- ・ 担当課 西区地域協働課
- ・ 申請先 西区地域協働課

概要

自主的に子どもの見守りなどの活動を行う西区内の住民組織・団体に対して、活動に必要な物品を支給

対象者

以下のすべてに該当する団体に支給

- ・ 西区内の住民を主体とした構成であること
- ・ 西区内で子どもの見守りなどの防犯活動、または交通安全活動を支給年度において複数回計画的に実施し、翌年度以降も継続して活動を行う見込みであること
- ・ 営利を目的としていないこと
- ・ 暴力団、反社会的活動を目的とした集団ではなく、また、これらに関係する者が所属していないこと

補助率・補助金額

○支給物品

- パトロール用ベスト：20着以下
- パトロール用キャップ：20個以下
- パトロール用腕章：20個以下
- パトロール用ライト（懐中電灯）：5個以下
- 防犯合図灯（誘導灯）：5個以下
- 横断旗：10個以下
- 横断旗を入れるための箱：2箱以下



空き家・空き地

空き家や空き地は、その所有者が適切に管理していくものです。しかしながら、管理者が遠方に住んでいたり、入院中だったり、常に様子を見に行くことが難しい場合もあります。

空き家に困る前にしておくの良いこと

1. 管理者を聞いておく

事前に聞いておくの良い情報（管理者の名前、連絡先、空家の今後の使い道）

2. 管理者を聞く機会がないとき

知らないうちに空き家になっていて、管理者と直接話すことが難しい場合は、連絡先を知らせて欲しい旨を書いた手紙を投かんしてみましょう。

①空き家のポストに直接投かんする

②空き家の住所に郵送する：

転居から1年間ほどは、郵便転送サービスを利用されている方も多いので、空き家の住所あてに郵送すれば、転送されて転居先に届く場合があります。

③建物登記を取得し、所有者住所あてに手紙を郵送する：

所有者の変更や、転居先住所が登記されていることがありますので、記載の住所へ郵送してみましょう。不動産登記は、法務局やインターネットなどで登記情報等を調べることができます（利用料が必要です）。

近隣の空き家・空き地に困っている

1. ご自身でできること

①空き家・空き地の所有者が分からない場合

法務局やインターネットなどで登記情報等を調べることができます（要利用料）

②弁護士に相談したい場合

隣接する空き家・空き地からの悪影響に困っていて、自ら解消できる手段を取りたいと考えている方を対象に、弁護士へ法律相談した場合の相談料を補助しています。

・対象者：隣接する空き家・空き地から悪影響を受けている方（ご本人が対象。ただし、自治会長が申請者からの委託を受けて法律相談を行うことは可能です。）

・相談先：兵庫県弁護士会空き家対策支援センターから紹介された弁護士に行う法律相談

・相談期間：2026年4月1日から2027年3月10日に行った法律相談

・補助の限度：補助上限5,500円 原則1回（30分）まで

2. 危険な場合など

瓦が道路に落下して通行人に被害を及ぼす恐れがある場合などは、必要に応じて市から所有者に自主改善を促します。西区役所地域協働課空家・空地担当（078-940-9501（代表））にご相談ください。

問い合わせ先

市街化区域	空き家・ 空き地	神戸市すまいの総合窓口「すまいるネット」で、活用に関するアドバイスをを行っています。専門相談員が具体的な提案が必要と判断した場合、支援事業者（不動産事業者）から提案を受けられます。	すまいるネット 空き家等活用相談窓口 TEL.078-647-9988
市街化調整区域 農村地域 (共生ゾーン)	空き家・ 宅地	神戸農政公社では、神戸里山暮らし空き家バンクを立ち上げ、空き家情報の提供を行っています。 また、空き家の活用を進めるため、空き家所有者に活用を働きかけ、相談相手として所有者に寄り添いながら、活用希望者と成約するまでをサポートする神戸里山・農村版「空き家おこし協力隊」を募集しています。	一般財団法人神戸農政公社 TEL.078-991-3912（代表）



老朽空家等解体補助制度

- ・ 募集期間 2026年3月2日～2027年1月12日 ※予算がなくなり次第、終了
- ・ 担当課 建築住宅局建築指導部安全対策課
- ・ 申請先 すまいるネット老朽解体補助専用ダイヤル（078-647-9969）

概要

1986年（昭和61年）以前に建てられた建物で、腐朽・破損がある空き家を解体する際に最大60万円の補助金を支給（100㎡・3戸以上の共同住宅は最大100万円）

対象者

空き家の所有者

主な要件

- ・ 「1986年(昭和61年)12月31日以前に建てられた建物で腐朽・破損のある空き家」の解体
 - ・ 原則として補助対象建物および敷地内の附属する建物、道に面する門・塀類、車庫・カーポート、敷地内の立木竹等を全て除却することが条件
- ※補助申請前に解体工事契約、着手している場合は補助の対象外となります。

補助率・補助金額

補助額は最大60万円で、解体する補助対象建物の登記床面積または課税床面積によって決定。

ただし、解体する建物が「3戸以上の寄宿舍または共同住宅」かつ「延床面積100平方メートル以上」に該当する場合、補助額は最大100万円。



住宅耐震化促進事業

- ・ 募集期間 2026年4月1日～2027年1月15日（予定）
※予算がなくなり次第、終了
- ・ 担当課 建築住宅局建築指導部安全対策課
- ・ 申請先 すまいるネット補助専用ダイヤル（078-647-9933）

概要

住宅（戸建住宅、長屋住宅及び共同住宅）の耐震改修工事をされる方を対象に、計画策定費や工事費の一部を補助
※別途住宅の無料耐震診断制度あり

対象者

住宅（戸建住宅、長屋住宅及び共同住宅）の所有者

主な要件

補助対象となる住宅（戸建住宅、長屋住宅及び共同住宅）

- ・ 1981（昭和56）年5月31日以前に着工されたもの※
- ・ 耐震診断の結果、所定の耐震基準を満たさないもの
- ・ 木造又は階数2以下もしくは延べ面積1,000㎡未満（長屋住宅又は共同住宅の場合） など

※令和8年度10月（予定）から以下も対象

1981（昭和56）年6月1日～2000（平成12）年5月31日に着工された木造住宅（在来軸組構法かつ2階建て以下）

補助率・補助金額

戸建住宅の場合

設計費補助：対象費用の9/10 最大27万円

工事費補助：対象費用の4/5 最大115万円



空き家地域利用補助

- ・募集期間 2026年4月20日～2026年12月10日
※ただし申請額が予算に達し次第、期間内でも受付終了
- ・担当課 建築住宅局政策課
- ・申請先 すまいるネット補助専用ダイヤル（078-647-9933）

概要

空き家を地域活動や交流の拠点、または社会貢献のために活用する場合、片付けや改修などの費用を補助

対象者

- ・空き家の所有者（予定含む）
- ・空き家の借主（予定含む）

主な要件

○対象物件

神戸市内にある（レッドゾーンを除く）

一戸建ての住宅または長屋の一住戸で、その全体が現在は使われていない空き家である等

○主な要件

空き家を改修し、その全体または一部を使って、社会貢献活動又は地域活動を行う（2年以上）など

補助率・補助金額

○対象経費

不動産仲介・所有権移転登記等、家財整理・処分等、調査・診断等、改修設計、改修工事、工事監理

○補助金額

最大200万円（補助対象経費の2分の1）



空き地活用応援制度

- ・ 募集期間 2026年4月20日～2026年12月10日
- ・ 担当課 建築住宅局政策課
- ・ 申請先 すまいるネット補助専用ダイヤル（078-647-9933）

概要

- ・ 空き地を地域利用する場合にかかる費用
- ・ 空き地の環境改善につながる整備や、農園化等といった整備にかかる費用
- ・ 流通困難な土地を売買し統合する場合にかかる費用

などといった費用を補助

対象者

各補助制度の詳細をご確認ください。

主な要件

<維持費用補助>

- ・ 神戸市の市街化区域内にある空き地(山林、田畑等を除く)を、「空き家・空き地地域利用バンク」によってマッチングした利活用希望団体に空き地を無償で貸し出すこと
- ・ 2年以上、地域活動に使われること（期間が2年以上の使用貸借契約であること）

<空き地整備費補助>

- ・ 神戸市の市街化区域内にある空き地の環境改善につながる整備や、農園化等といった整備を行うこと

<隣地統合補助>

- ・ 狭小地等（100㎡未満の土地）、または無接道地を含む隣接する二筆以上の土地を、10年以上一体利用するために統合すること

補助率・補助金額

各補助制度の詳細をご確認ください。



こうべぐらし応援補助金「住みかえーる」

- ・募集期間 2026年6月1日～最長2027年3月31日
※予算に達し次第、受付終了（昨年度は3月8日で終了）
- ・担当課 建築住宅局政策課
- ・申請先 電子申請e-KOBEでの申請

概要

結婚したら神戸に住みたい！神戸で子育てしたい！

そんな若年夫婦・子育て世帯の住みかえを応援

対象者

①神戸の団地に住みかえーる

- ・夫婦年齢合計90歳以下または未就学児のいる世帯、18歳以下の子どもがいるひとり親世帯

②親子で近くに住みかえーる

- ・夫婦年齢合計が90歳以下または未就学児のいる世帯、18歳以下の子どもがいるひとり親世帯

主な要件

①神戸の団地に住みかえーる

- ・エレベーターのない4階建て以上の住宅に住みかえ
- ・耐震性あり、面積基準以上

②親子で近くに住みかえーる

- ・親子世帯が同居または近居（直線2km未満の距離または同一小学校区内）に住みかえ

※移転前から同一小学校区内または直線距離で2km未満の場合は対象外

※移転前から移転後も同居を継続する場合は対象外（市外からの住みかえは対象）

- ・耐震性あり、面積基準以上

補助率・補助金額

①神戸の団地に住みかえーる

- ・親世帯と近居か同居する場合：35万円
- ・それ以外の場合：30万円

②親子で近くに住みかえーる

- ・子世帯が市外から転入する場合：20万円
- ・それ以外の場合：10万円

くらしの窓口あんない

種類	内 容	問い合わせ先		
生活衛生	食品衛生・環境衛生・動物衛生（犬・ねこの相談）に関すること	生活衛生ダイヤル		771-7497
ごみ	ごみの分別収集、地域のクリーン作戦のごみ処理に関する相談	環境局 西事業所		961-1414
	犬・ねこなどの死体処理	藤定運輸株式会社 （市委託業者）		681-2526
	クリーン110番(不法投棄・野焼き)	クリーン110番		771-7499
公害	工場などによる大気汚染、悪臭、騒音、振動	神戸市お問い合わせセンター にご連絡いただき、「環境局 環境保全課」へ繋ぐようお伝えください。		
	水質の汚濁、土壌汚染			
道路	道路・側溝の補修、道路の不正使用、道路の占有、街灯の球切れなど	道路公園110番		771-7498
公園 みどり	公園の管理（遊具がこわれているなど） 街路樹の管理（剪定、倒れている、虫がついているなど）	LINEからの通報▶▶▶▶ (神戸市公式アカウント)		
交通安全	交通ルール、交通マナー、交通安全教育等	神戸西警察署	交通第一課 交通総務係	992-0110
	交通規制（一時停止、通行禁止等） 交通安全施設（信号機、道路標識、道路標示等）		交通第一課 交通規制係	
	各種交通指導取締りに関すること		交通第一課 交通指導係	
	カーブミラー・安全柵の設置	建設局 西建設事務所		912-3750
有害鳥獣	イノシシやアライグマ、ハクビシン、クマなどの目撃・被害情報や、捕獲檻の貸出に関する相談	鳥獣相談ダイヤル		333-4408
防犯	(防犯)パトロールに関すること	神戸西警察署	地域課	992-0110
	防犯指導、防犯教室等に関すること		生活安全 第一課	